

区分・種別	県指定有形文化財（彫刻）		
名称	もくぞうふどうみょうおうおよびどうじりゅうぞう 木造不動明王及び二童子立像 3 軀		
所在地	松山市石手		
所有者	石手寺	管理団体	
指定年月日	昭和40年4月2日		
解説	<p>三尊一具として石手寺の護摩堂（重要文化財）に安置されている。</p> <p>中尊の不動明王は像高51.8センチメートル、二童子が27センチメートルと27.6センチメートルであり、いずれも一木造である。中尊の巻髪<small>えもん</small>の強い彫り口といい、天地眼を刻む面相の適確なかたどり、衣文の深い刀法など美しい作である。二童子のかわいい肉づきの童顔はこころにくいほどである。</p> <p>銘はないが、鎌倉時代中期の巧技を今日によく伝えている。</p>		



二童子立像



木造不動明王